

## 弔辞・供物に関する申し合わせ

1. 支部の顧問及び支部長の葬儀には、弔電を打つとともに、生花一基を贈る。
2. 弔電を打つ範囲は、以下の通りとする。  
学会長とその経験者、他支部の支部長、本支部の常任幹事・代議員（当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。）・事務局幹事並びにこれらの経験者。
3. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

### 附則

決定	平成6年12月6日
改定	平成11年8月27日
	平成24年10月7日
	令和元年9月23日